

令和7年度 第2回豊田市障がい者計画推進懇話会意見・質問

1 懇話

- (1) 第6次障がい者ライフサポートプラン策定に向けた実態調査結果
(速報値) について【資料1】

意見と回答
(委 員) <参考> 設問ごとの回答結果 (速報値) 【事業者】 問5、問11 質問項目の中に「その他」とあるが、どのような内容か。 (事務局) 事業所の開設に必要な人員の要件が厳しく配置が難しい、国が定めている報酬の加算の要件と、事業所が抱えている課題との間にギャップがある、というような回答があった。どのようなギャップがあるのかという詳細までは記載がなかったので、今後回答事業者に対しヒアリングをしていく必要があると考えている。
(委 員) 3 調査対象 (1) 当事者調査 障がい種別に偏りが出ないように調整とあるが、すべて同じ割合となっているのか。同じ障がい種別でも、それぞれ重度、中度、軽度があると思うが、どのように偏りなく分けられたのか。 (事務局) 障がい種別ごとの割合がまったく同じということはない。それぞれの障がいの対象者数に差があるので、手帳の等級、種別等に応じて、その種別における対象者が0にならないよう全体のバランスを見ながら、大きく差が出ないように対象者を選出しアンケートを送付している。 (委 員) 重度の等級を重要視したのか、それともどの等級も大体同じ割合で抽出されたのか。軽度障がい者は、設問項目について自分でできる人も多い。逆に、重度障がい者は自分ではできないことがほとんどなので、このアンケート結果が本当に意味のあるものなのか。 (事務局) 軽度障がい者には困りごとがない、というわけではないので、このアンケート調査においては重度、軽度でどちらかに重きを置くという方法はとっていない。今後結果を見ていく中で、各項目の回答者の障がい種別の割合、同居家族の有無、外出頻度等、詳細を確認していき、結果を掛け合わせながら分

析をしていく。

（委 員）調査対象は等級ごとに差をつけていないとのことだったが、私の思いとしては、できれば行政の方には、家族の助けがない方や、重度障がい者の方に重きを置いてほしいと思う。

（事務局）いただいた御意見について、課内で共有させていただく。

（委 員）今回のアンケート調査は、紙、電子それぞれどのくらいの割合で回答があったのか。

（事務局）約 1800 の回収数の内、500 程度が電子での回答。割合としては、紙での回答の方が多い。

（委 員）様々な分野でデジタル化が進んでおり、電子での回答も増えてくるかと思うが、紙のアンケートもなくさないでほしい。

（事務局）対象者に応じてより良い回答方法を選択しながら、今後も調査を続けていく。

（委 員）また、QR コードがある場合は、必ず位置を知らせる印をつけるようお願いしたい。

（事務局）いただいた御意見は、関係各課に情報提供させていただく。

（委 員）2 調査時期・方法

事業者への調査方法について、今回はメール送付してウェブで回答とあるが、令和 4 年度も同様の方法だったのか。

事業者の人材不足や業務の多忙さ等も関係しているかもしれないが、回収率が 20%以上下がっている。

（事務局）令和 4 年度はアンケートを郵送し、紙で回答してもらっていたが、令和 7 年度は調査方法を変更した。

（委 員）事業者は、毎日膨大な量のメールが届くので、おそらく見落とされている事業者も多いのでは。今後は、郵送での調査方法も検討していただきたい。

（事務局）いただいた御意見について、課内で共有させていただく。

（委 員）＜参考＞設問事の回答結果（抜粋）

①【当事者】 問 68

障がいの種類ごとではなく全体の回答になっている。障がいの種別ごとに求

めていることも違うと思うので、この回答結果だけで豊田市が本当に暮らしやすいまちだという判断がしづらい。

②【当事者】 問 71

設問項目「障がい者への不当な差別や偏見をなくす」の回答割合よりも、実際に困っている人はもっと多くいる。

また、聴覚障がい者は家族の支援を受けず、自分ひとりで何とかしたいという考えの人も多いので、「家族以外で支援してくれる人の確保」という項目が一番多いのも、聞こえる人、聞こえない人で差があるように思う。障がいの種類や状態によって必要な支援も異なるので、障がい種別ごとの集計したほうがよい。

（事務局）今回はあくまで速報値なので、全体での回答という結果になっている。今後、障がい種別、年齢、性別等でクロス集計を行い、分析をしていく予定である。

（２）第６次障がい者ライフサポートプランの策定について【資料２】

意見と回答

（委 員）４ 策定までのスケジュール（案）

今年度の懇話会は２回の開催だったが、なぜ令和８年度は３回開催するのか。

（事務局）令和８年度は実際にライフサポートプランを策定していく年になるので、今年度よりも具体的な内容の議題となることを想定している。多くの意見を聞ける場を増やし、内容について細かく議論していく必要があると考えているため、３回開催する予定となっている。

（委 員）３ 基本的な考え方 ●施策体系

国の１１の施策体系の一つ「情報アクセシビリティ、意思疎通支援の充実」について、「手話施策推進法」という新しい法律が策定されたが、それは含まれているのか。

（事務局）意思疎通支援の部分については現行の施策分野にも記載があり、今後も継続して実施していく。また、「手話施策推進法」もふまえ、手話に関する施策

の充実についても検討していく。

（委員）意思疎通支援という「コミュニケーション方法に関する施策」と、「手話は言語である」ということの理解や手話で学ぶことができるようになるといった「手話に関する施策」は別物であるということをふまえた施策をお願いしたい。

（事務局）今回は、計画の具体的な策定に入っていくうえでの基本的な考え方や体系について示している。一旦、この方向性で行くとなった場合、具体的な施策内容についてはこれから決めていく形になる。今いただいた御意見も踏まえたうえで、どのように施策を立てていくかを検討していく。

（委員）今後の施策設計の方向性（案）

必要と考えられる施策「相談支援体制の強化」「安心して暮らせる居場所の確保」「障がい者を支える担い手の確保」という3つは、どれも素晴らしいものだと思う。ぜひ実現させてしい。

（委員）今後の施策設計の方向性（案）

どの部分も、人材不足の問題が取り上げられている。外国人材についても有効的な手段ではあると思うが、実際に支援してもらおうと言葉の壁があつて大変な思いをした、という話もある。特に視覚障がい者の同行援護は、移動支援だけでなく代筆・代読もあるので、外国人材を採用する場合はそのような状況も踏まえたうえで検討していただきたい。

（事務局）外国人材の採用については、採用可能な事業種別が決まっている他、法律で様々な規制がある。同行援護等、ヘルパー業務についても同様に規制があるので、きちんと整理をし、また、利用者や事業者の意見も聞きながら検討を進めていく。

（委員）3 基本的な考え方 ●基本理念

どのような考えでこの理念となったのかよく理解できた。基本理念を受けての基本目標が3つあるが、それについて2点質問がある。

①基本目標1 誰もが認め、支え合えるまちづくり

前回は「誰もが暮らしやすいまちづくり」だった。今回の計画における基本理念に「ともにつながり合い」という部分が追加されたことを受け、基本目

標にも「支え合える」という文言が追加されたと解釈をした。

この目標は「自助、共助、公助」のうち、「共助」にあたるものかと思うが、その解釈でよいか。

②基本目標3 自分らしく参加・活躍できるまちづくり

「参加」という言葉が新しく追加された。昨年4月から移動支援対象者の要件が緩和され、新たに利用できる障がい者が増えた。軽度の障がい者でも、逆に必要なサービスが利用できず困っているという現状もあるので、このように皆が社会参加できる機会が増える制度の変更は大変ありがたい。また、制度により社会参加が難しい当事者もいるので、より自分らしく、参加できる機会が増えるよう配慮してもらえよう変わることを期待している。

(事務局) ①共助だけでなく、公助も含まれている。また、現行の基本目標である「誰もが暮らしやすいまちづくり」が、今回の基本目標2「安心して生活できるまちづくり」と重複する部分が多い。そのため、目標1、2、3をしっかりと区別し、分かりやすい施策体系にしたいという思いもあり、「支え合える」という文言を追加した。

②地域福祉計画の中でも「参加」という言葉がうたわれており、障がい者計画においても生かしていく。事業、取組などの詳細については、障がい者計画としての個別性を持たせて設計をしていく。

(委員) 今後の施策設計の方向性 (案)

必要と考えられる施策の「安心して暮らせる居場所の確保」の中での取組みとして、「事業所への運営支援を行い」というのはどのようなものか。放課後デイサービスのような延長の制度が、18歳の事業所にも適用されれば、人材育成せずとも居場所の確保ができるのではないかと思う。また、外国人材についてもいいと思うが、そもそも指導できる職員の確保ができないという課題がある中で、さらに事業者の負担が増えるのではないか。他の視点もあってもいいのでは。

(事務局) 外国人材についてお答えすると、今後実施していく予定のものとして、現在支援員として働いている外国人材に対して、介護福祉士の資格取得を支援することで、在留期間の制限をなくし、継続的に働ける環境を整備するという

取組がある。ただ、新しい取組になるので、事業を進めていく中で新たな課題も出てくると想定している。事業者へのヒアリングも丁寧に行い、細かい制度設計をしていく。

（委 員）今後の施策設計の方向性（案）

特別支援学校や生活介護等の夕方以降の活動機会や居場所の確保が難しい。学齢期の子を持つ保護者は放課後デイサービスのおかげで仕事を続けられているが、18歳を超えて受入先がなくなったとき、働き続けるにはどうしたらよいかという質問をよく受ける。子どもが卒業して社会に出るということは、嬉しい反面不安も大きいので、このような施策を形として実現してもらえると嬉しく思う。

（３）障がい者施策の今後の展開について【資料３】

意見と回答

（委 員）２ 施策の方向性（案）

３ 既設事業の見直し「就労支援奨励金」

「手当等の給付からミライに向けた基盤の投資へ」とあるように、給付から就労への支援に移行すると生きがいを感じられる人も増えるので良いと思う。一方で、就労支援奨励金の縮小という施策は、就労への支援と逆行しているようにも思える。これに代わる就労支援の強化といった他の施策はあるのか。

（事務局）現状そのような施策はないが、この事業の見直しにより削減された財源を利用して、新たな施策を打ち出していく予定である。

就労に関しては、新たに「就労選択支援」という国の新しい福祉サービスが始まっており、それもうまく活用しながら課題を把握していく。また、障がい事業所以外でも働き手の確保というものが大きな課題となっている。人材育成だけでなく、障がい者雇用等について企業側の理解（合理的配慮や環境整備等）を深める取組みも、産業部と協力しながら行い、豊田市全体の課題として取り組んでいく。

（委 員）当事者の状況を把握したうえでの職業マッチングが実現されれば、本人や家

族が少しでも安心できる世の中になると思う。

(委 員) 2 対策の方向性

意見(1) 相談支援体制の強化として、「基幹相談支援センターの設置」とあるが、これはすでに国から義務付けられている施策になるので、ミライに向けた基盤への投資とは異なるものだと思われる。

質問① 資料3 3 既設事業の見直しについて

市独自の手当によって助けられている人も多くいる中で、市在宅重度障がい者手当の廃止は非常に残念に思う。一般就労ができない障がい者にとって、月5,500円はとても大きい。生活保護のように、減った分を他の制度で賄える人もいるが、単に支給額が減ってしまう人がどれほどいるのか把握をしているのか。もしくは、代わりになるような制度ということか。

② 就労支援奨励金について、訓練のための経費と通所にかかる経費の一本化あるが、単純に合計された金額になるということか。

現金給付が減ることで、生活に大きな影響を受ける人も多くいるので、単純な廃止には反対である。

(事務局) ①市在宅重度障がい者手当の受給者全ての状況を把握はしていない。扶助料を含む他の手当が受給できているということ、本手当ができた当時にはなかったサービスが充実しており、大半の方が利用されていることから、今回は廃止の方向性で提案をさせていただいた。見直し後は、現金の給付の代替として、今後を見据えた「親亡き後」への対応へ投資をしていくことを検討している。なお、扶助料と合わせて2つの手当を支給しているのは豊田市を含めて県内で2自治体のみである。

②現在想定しているのは、「日数×280円」という形で考えている。毎月受給者又は事業者から請求書が提出されるが、日数の確認作業や、各通所日の交通手段の確認等の事務が発生している。そういった事務作業を軽減するためにも、単純な計算方法への変更に検討している。徒歩通所の人は受給金額が上がることもあるので、全員の受給金額が下がるものではないが、全体をみると支給額の削減につながるものであることを御理解いただきたい。

(委員) 他市との均衡をとるために、豊田市独自の取組みを辞めてしまうのは非常に残念である。

(委員) 3 既設事業の見直し

市在宅重度障がい者手当の廃止は仕方がないと思うが、廃止ではなく所得制限を設けるのはどうか。また、廃止の考え方の中で「受給者の9割はサービスを利用している」とあるが、残りの1割についても考えてほしい。サービスの契約をしていても実際には通えずにずっと在宅で過ごす人もいる。やはり廃止ではなく、縮小の方向がいいのではないかな。

(事務局) いただいた御意見を踏まえて、所得制限も含めた検討を行っていく。

(3) 豊田市特別支援教育推進計画の策定について【資料4】

意見と回答

(委員) ① 3 基本理念 インクルーシブ教育システム

通常の学級における「基礎的環境整備」「合理的配慮」はとても重要なことだと思うので、これからも継続していただきたい。また、学校のバリアフリーについても、車いす利用者が入学する学校には優先的にエレベーターをつける取組みもあるので、これも継続していただきたい。

② 5 計画の取組み

1 多様な学びの場における支援・指導の充実

(1) 適切な就学支援（教育支援）の推進

障がいのある子どもがどこに進学したらよいか悩む保護者も多くいるが、「障害者権利条約」の考え方では、障がいのあるなしに関わらず、地域の学校において学ぶ権利があるとされている。地域の学校に学ぶことができるということも情報提供をしたうえで、どの学校に行くのがよいかを支援していただきたい。

③ 5 計画の取組

2 教員の専門性、授業力・指導力の向上

(1) 教員研修の充実

研修内容の中に、障がい当事者からの声を聞けるものを取り入れてほしい。

④ 5 計画の取組

4 中学校卒業後の生活へのスムーズな移行

豊田市内には、様々な障がい者団体がある。

地域の当事者団体とのつながりが在学中から持てるような取組みを進めてもらいたい。本人や家族が卒業後の生活のイメージをしやすくなると思う。

(事務局) いただいた御意見を課内で共有する。

(委員) 教育現場でも、先生自身の相談先がわからなかったり、そもそも人手不足であつたりと困りごとも多くあると思うが、このような状況を改善できるような取組みはあるのか。

(事務局) 小中学校の教員は、特別支援教育についての理解や専門性がまだまだ向上が必要な状況。豊田市では特別支援学級担当や学校内のコーディネーターが特別支援学校の免許状をとれるような取組を今年度から始めている。専門性を高めた教員が学校内に複数いて、一緒に支援方法を検討できる状態にできるよう取り組んでいく。また、特別支援教育アドバイザーが各校を訪問し、個々の支援方法をともに考える制度もある。人手についても、学級運営補助指導員も増えてきてはいるが、なかなか見つからない状況であるので、改善できる方法を検討していく。

(委員) 特別支援教育アドバイザーに来てもらうには、どこに連絡すればよいのか。

(事務局) パルクとよたにしているので、学校からの依頼を受けて派遣している。

(委員) 支援学級に入ることが決まったときに、その地域の支援学級を見たり、評判を聞いたりした結果、実際には入れられなかった、という保護者も多くいる。一番根本的な問題は、やはり教員の専門性だと思う。豊田市の場合、どのくらいの割合の教員が専門性を持っているのか。

また、障がいのある人、ない人が離れているのではなく、例えば同じ建物の階で分ける等、同じ敷地内で学べるような体制になるといいと思う。

(事務局) 特別支援学級担任の免許保有率は、全国平均よりも低い愛知県よりもさらに低い状況。そのような状況をふまえ、豊田市独自で免許を取得できる取組を

行っている。

（委 員）豊田市独自の特別支援免許取得について、現状どのくらいの教員が受けているのか、また、今後どの程度取得が見込まれるか。

（事務局）今年度は100名程度、大体各校1名受講している。全員ではないが、ほとんどの受講者が今年度中に免許を取得する見込み。また、今後も年間100名程の受講を考えている。

（委 員）特別支援教育アドバイザーは、障がい種別によって専門性が異なると思うが、それぞれ何名いるのか。

（事務局）特別支援学校の校長や教頭が退職後に特別支援教育アドバイザーとしてパルクとよたに配置されている。聴覚、視覚を主とする方が各1名、肢体不自由を主とする方が2名、知的を主とする方が1名の計5名のアドバイザーがいる。

（委 員）その5名のアドバイザーが、市内の学校の支援をまかなっているということか。

（事務局）特別支援教育アドバイザーが直接学校を訪問することもあるし、パルクとよたで障がい種別ごとに特別支援教育の研修を行うこともある。

（委 員）一人の障がい児に対し、週ごとに時間を定めてアドバイザーが支援につくということか。

（事務局）基本的には学校内で対応を検討するが、支援が難航した時等に、学校からの要請で特別支援教育アドバイザーが訪問し相談を受ける、という形をとっている。アドバイザーが直接障がい児の支援をするものではない。一度相談を受けた学校については、アドバイザーが継続して定期的に訪問を行っている。

（委 員）特別支援教育の専門性を地域に還元できるような仕組みがあるとよいと思う。

（事務局）近隣の小中学校で特別支援教育コーディネーターが定期的に研修等を行うブロックサポート体制というものがあり、そこで事例の共有を行っている。特別支援教育で困りごとのある教員を、地域の学校、パルクとよたで支えていく取組みを進めていきたいと考えている。

